第十七条第三号中「下水道に」を「下水道等に」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては四年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第四号中「下水道に」を「下水道等に」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第五号中「下水道」を「下水道等」に改め、同条第六号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

○国土交通省・環境省令第三号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十五条の三第六号の規定に基づき、下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令

下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和四十二年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中「以上下水道」の下に「、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）を、「有する者」の下に「（六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「下水道に」を「下水道等に」に改め、「有する者」の下に「（一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第四号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

告　示

○消防庁告示第十五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十月二十一日

消防庁長官　佐々木敦朗

AE—㉗—1196	株式会社新日本プロセス広芸社
AFE—㉒—1194	株式会社アビサレ
AFE—⑰—Q0006	ユニベール株式会社
E—⑬—44896	株式会社匠エージェンシー
E—②—44902	平山　裕三
E—⑬—44906	伊藤　雅純
E—⑬—44918	株式会社三喜工芸
E—⑬—44919	株式会社城北内装
E—⑬—44920	有限会社旭技建
E—⑬—44921	株式会社一大
E—⑬—44922	株式会社サンキョウ
E—⑫—44923	有限会社鈴装
E—⑬—44924	株式会社キュアド
E—㉓—44926	佐々木　安洋
E—㊵—44927	稲益　数馬
E—⑩—44928	石黒　努
E—⑩—44929	有限会社茂木表具店
E—㉓—44930	株式会社インテリア住まいる
E—㊻—44931	株式会社林檎舎
E—⑥—44932	有限会社アン・モード
E—㉝—44933	有森　文博
E—㊼—44934	崎原　涼子
E—㊺—44935	椿　英一
E—②—44936	シンコールアイル株式会社
E—⑮—44937	阿部　義秋
E—⑳—44938	有限会社リメイクハウス　カモン
E—㉞—44939	株式会社アサヒプランニング
E—③—44940	株式会社セレクトワン
E—⑬—44941	株式会社トッパン・コスモ
E—⑬—44942	山基物産株式会社
E—⑳—44943	有限会社内山表具内装店
E—㉓—44944	有限会社日本ホスピック
E—㉗—44945	安丸　亮
E—㉓—44946	寺田　佳史
E—⑪—44947	ライフ・スタイル株式会社
E—㉞—44948	山岡　恭子
E—②—44949	武部　幸男
E—⑬—44950	有限会社ホクホウ
E—⑱—44951	牧野　邦彦
E—㊵—44952	エースクリーン株式会社
E—㊼—44953	竹村　孝之
E—⑫—44954	株式会社トノオカ
E—④—44955	株式会社インテリアきむら
E—⑪—44957	株式会社道設計室
E—㊻—44958	株式会社鹿児島京都美装
E—㉑—44960	有限会社ヤマリン建装
E—㊵—44961	株式会社August
E—⑩—44962	有限会社ミノル産業
E—㉝—44963	有限会社宇野内装
E—㉝—44964	酒本　弘之
E—⑱—44965	川端　修司
E—㉙—44966	安井　寛幸
E—㊳—44967	ルームエンジニアリング株式会社
E—㊵—44968	株式会社アイホーム
E—⑬—44969	NRDplans合同会社
E—⑬—44970	グレアフィールド株式会社
E—㉚—44971	株式会社TEAM　NY
E—㉗—44972	株式会社大幹
E—㊳—44973	有限会社矢野商店
E—㉗—44974	株式会社あさひ内装
E—⑭—44975	株式会社エスパス湘南
E—⑪—44976	株式会社Bros.
E—⑬—44977	有限会社宮越商会
E—②—44978	内山　徹
E—㉓—44979	合同会社イーアール
E—①—44980	有限会社インテリア芙蓉
E—㉓—44983	長尾　豊
E—㉓—44984	杉浦　由都
E—㊵—44985	熊谷　利成
E—㊵—44986	株式会社アイケーリモデル
E—⑭—44989	有限会社勝田内装
F—㉗—1411	株式会社日本育児
F—㊼—1414	東京ブリッジ株式会社
FE—⑬—1412	GOLFZON　Japan株式会社
FE—⑭—1413	株式会社アース

○法務省告示第五百二十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年十一月七日から効力を生ずる。

平成二十七年十月二十一日

法務大臣　岩城　光英

北海道利尻郡利尻富士町長

○法務省告示第五百二十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年十月二十一日

法務大臣　岩城　光英

住所　東京都昭島市築地町320番地
モーセン・ヴィージェ　昭和42年5月18日生
エルハム・ファキリ・アザド　昭和46年3月27日生

住所　横浜市南区井土ケ谷中町86番地7
アリヤ・ヴィージェ　平成14年7月3日生
アリアン・ヴィージェ　平成18年6月30日生

住所　兵庫県豊岡市日高町堀240番地1
ブー・ホアイ・トゥ　昭和55年3月8日生

住所　東京都港区東麻布2丁目20番1—402号
薛可児　昭和48年8月10日生

住所　東京都江戸川区東葛西5丁目32番10—701号
楊櫻枝　昭和47年10月22日生

住所　大阪府藤井寺市小山7丁目1221番地110
トラン・ティ・マン・クオン　昭和60年12月15日生

住所　山形県酒田市上安町3丁目7番地34
アドナン・ラシード　昭和57年4月24日生

住所　大阪市平野区加美西2丁目11番14号
林小栄　平成2年6月17日生